

## 定性的な開示事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違はありません。

- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

(連結子会社の数:7社)

会社名	主な事業内容
しがぎんビジネスサービス株式会社	事務代行業務、不動産管理業務、事務計算受託業務、現金精査・整理、ATM管理業務
株式会社しがぎん経済文化センター	コンサルティング業務
株式会社滋賀ディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務
しがぎんリース・キャピタル株式会社	リース、投資業務
しがぎん代理店株式会社	銀行代理店業務
株式会社しがぎんジェーシービー	クレジットカード業務
滋賀保証サービス株式会社	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務

- ハ. 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの  
該当ありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるもの  
該当ありません。

- ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

2. 中間連結貸借対照表(中間貸借対照表)の科目が別紙様式第5号(別紙様式第1号)に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

内容については自己資本の構成に関する開示事項に記載しています。